

議案第21号

公の施設の指定管理者の指定の件（定山渓児童会館）

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

札幌市定山渓児童会館

2 公の施設の位置

札幌市南区定山渓温泉西1丁目

3 指定管理者

札幌市西区宮の沢1条1丁目1番10号

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会

理事長 本間 芳明

4 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、定山渓児童会館の指定管理者を指定するため、本案を提出する。